主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
第1の1 指定介護予防 サービスの事業 の一般原則	□ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ◆〒18原令55第3条第1項 □ 指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 ◆〒18原令55第3条第2項	適・否	
	□ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ ているか。(経過措置あり) ◆平18厚令58第3条第3項		令和6年3月31日までは努力義務となる(経過措置)
	□ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。 ◆平24麻条例27第3条		責任者等体制の有・無 研修等実施の有・無
	□ 指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平個等85第3条第4項		
第1の2 基本方針 <法第115条の3第1項〉	□ その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。 ◆平18厚令35第265条	適 · 否	
第1の3 暴力団の排除	□ 管理者及び従業者(利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部 又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管 理者の権限を代行し得る地位にある者)は、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではない か。 ◆平24條例27第4条	適 • 否	
	□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定 する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆平24席級27第4条		
第2 人員に関 する基準 〈法第115条の4第1項〉	□ 福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。)の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ◆〒18厚鈴媛266条 □ 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすこと	適・否	
	をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆平18幹線266条  - 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準第194条第1項  二 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第208条第1項  三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防中ビス等基準第282条第1項		
	□ 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同 一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚含3第267条		
	<ul><li>◎ その取扱いについては、基本的には、福祉用具貸与に係る取扱いと 同様である。◆平112を25第40-</li></ul>		
第3 設備に関 する基準	□ 事業の運営を行うために必要な広さを有しているか。	適 •	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
<法第115条の4第2項>	□ 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を有するほか、サービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えているか。 □ 上記の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉 用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切 な消毒効果を有するものであること。 ◆平18厘635第268条	否	
	◎ その取扱いについては、基本的には、福祉用具貸与に係る取扱いと 同様である。◆〒11稔25第40-		
第4 運営に関 する基準 〈法第115条の4第2項〉	◎ その取扱いについては、基本的には、福祉用具貸与に係る取扱いと同様である。∳平11老企25第4の-	適 · 否	
1 介護予防サ ービス費の支 給を受けるた めの援助	□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族 に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼 する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス 費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事 業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支 給を受けるために必要な援助を行っているか。 ◆平18幹35第49条09準期	適・否	【事例の有・無】 あれば対応内容
第5 介護予防 のためのののの が表に関する がはに関する がは、 がは、 は第115条の3第1項〉 1 指定介 第一次 1 指で 1 指で 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に	□ 利用者の介護予防資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ◆平18厚令35第277条第1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ◆平18厚令35第277条第2項 □ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 ◆平18厚令35第277条第3項 □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 ◆平18厚令35第277条第4項 ◎ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ◆平118栓25第40至9(1)	適・否	【自主点検の有・無】
2 指定介護 予防福祉用 具貸与の具 体的取扱方 針	<ul> <li>サービスの提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具貸与に係る同意を得ているか。◆平18原会35第278 5 1 2 2 とを基本として、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具を適切に選定し、個々の福祉用具の貸与について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。◆平11 2 2 2 5 3 4 0 三 9 (2) ①</li> <li>サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。◆平18原会35第278条第2号</li> <li>サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用</li> </ul>	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	すいように説明を行っているか。◆平18厚令35第278条第3号		
	④ サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、 衛生状態等に関し、点検を行っているか。◆平18厚令35第278条第4号		
	り サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉 用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。◆平18厚今35第278条第5号 平11老625第40至9(2)② ● 自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明するものとする。◆平11社25第40至9(2)②		
	6 サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。◆平18厚635第278条第6号 ⑤ 特に自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検等を確実に行うこと。◆平11稔25第40至9(2)③		
	⑦ サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の 異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しているか。 ◆平18厚含35第278条第7号 ◎ 提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれて いる環境等に照らして行うこと。 ◆平112を25第40至9(2)⑥		
	注 指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針,手続を明確にしたものであり,福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ただし,⑥の修理については,専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが,この場合にあっても,専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。◆平11稔25第4の三9(2)③		専門相談員自ら行っているか(修理除く)
3 介護予防福 祉用具貸与計 画の作成	□ 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しているか。 指定特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。	適・否	計画の作成状況 ( )件/全( )件 ※全利用者作成しているか
	◆平18県35第278条02第1項 ② 介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたって、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにすること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差支えない。◆平112を25第40三9(3)①		サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録,計画への反映確認
	□ 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平18厚635第278条02第2項 ⑤ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合には、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ◆平11225第40至9(3)②		ケアプランの入手確認 必要な理由の確認 ケアプランの内容と整 合がとれているか ・目標の内容・期間
	□ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 ◆平18帰35第278条の2第3項		説明の方法確認 同意は文書か
	口 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際に		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	は、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介 護支援専門員に交付しているか。 ◆平18厘令35第278条の2第4項		交付したことの記録 →< 有・無 >
	□ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っているか。 ◆平18厚令35第278条の2第5項		
	□ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか。 ◆〒18原含5第278条の2第6項 ⑤ サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。 ◆〒112を25第40至9 ③ ④		モニタリング記録の確 認(報告記録を確認)
	□ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っているか。 ◆〒18厘令35第278条の2第7項 ⑤ 事業者に対して介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終 了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるも のである。◆〒11社25第40至9 (3) ④		計画見直しの頻度確認 区分変更のあったもの の見直し時期確認
	<ul> <li>● 事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が求められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。◆平11粒25紫柳至9(3)④</li> </ul>		
	□ 上記の規定は,介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用して いるか。∲平18厚令35第278条02第8項		
第6 変更の届 出等 〈繊115条の5〉	□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。	適 · 否	
第7 介護給付 費の算定及び 取扱い <法第53条第2項〉	事業所において、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)としているか。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。 ◆平18原告127服59	適・否	
1 基本的事項	□ 事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ◆平18原告1270-□ 事業に要する費用の額は、平成27年厚労告第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平18原告1270三 ※ 1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 ◆平27厚労告93-□ 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆平18原告1270三	適・否	
2 搬出入に要 する費用の取 扱い	□ 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した 費用に含まれるものとして取り扱っているか。 ただし、事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合 にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、	適 • 否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。 ◆平18厚浩127服89注1		
3 中山間地域 等小規模事業 所加算	□ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(注)に適合する事業所の場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ◆平18原告127號9注2、平21原告83-	適・否	【 算定の有・無 】 該当地域に事業所があるかか
	1 月当たり実利用者数が 5 人以下の指定介護予防福祉用具貸与 事業所であること。		<b>人</b>
4 中山間地域 等サービス提 供加算	□ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行う場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ◆平18 原第 127 服 9 注 3	適・否	
5 要支援者に 対する貸与	□ 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平11厚告示93)第1項に規定する車いす,第2項に規定する車いす付属品、第3項に規定する特殊寝台,第4項に規定する特殊寝台付属品、第5項に規定する床ずれ防止用具、第6項に規定する体位変換器、第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフト(つり具の部分を除く。)及び第13項に規定する自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、指定介護予防福祉用具貸与費を算定していないか。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。◆平18原告127脿9注4	適・否	【 事例の有・無 】 有の場合,該当項目確 認
	© 要支援1又は要支援2の者(軽度者)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい種目に対しては、原則として算定できない。しかしながら、平27厚告94第31号注イで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能である。◆平18都発03170011 編1第2010(2)		
	※ 自動排泄処理装置とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)等を除く。)。 ◆平11駐93013		
6 サービス種 類相互の算定 関係	□ 介護予防特定施設入居者生活介護費又は介護予防認知症対応型共 同生活介護費を算定している場合は、介護予防福祉用具副用具貸与 費は算定していないか。 • 平18 厚労告 1 2 7 肽 9 注 5	適 · 否	